

【速報】被災地へ「届けたい。弁護士の手」 大阪北部地震・西日本豪雨への取組の状況

災害復興支援委員会 委員長 谷 英 樹

7月号で濱田雄久副会長から大阪北部地震に対する当会の取組が紹介されています。当委員会は、その中心になって活動を進めているところですが、その後、7月には西日本を中心とする豪雨災害が発生し、あらたに豪雨災害対応の取組も始めています。これらの取組の具体的な内容については、今後、順次連載でお知らせしたいと思います。本号ではまず取組の全体状況を概観でお知らせします。

大阪北部地震への対応

大阪北部地震への対応としては、まず以前から災害発生に備えて準備していた弁護士会ニュース(第1号は、<http://www.osakaben.or.jp/temporary/pdf/20180622.pdf>)のアップデートと配布を行い、さらに今回の被害に即した内容で、第2号を作成し配布を行っています。

次に相談対応ですが、発災1週間後の6月25日から無料電話相談(月～土曜日10時～16時)を開始しました。これまで459件(7月末日現在。以下同様です)の相談が寄せられています。

また、当会と大阪府との間で大規模災害発生時の法律相談業務等に関する協定を結んでおり、この協定に基づく災害時法律相談として、茨木市、高槻市および枚方市に弁護士が赴いて法律相談を実施しています。これまで合計220件の相談に対応しました。

さらに、当会も参加している「大阪の住まい活性化フォーラム」が実施する「災害時における『住まいのケア・専門家チーム』」の法律相談会にも相談担当弁護士を派遣し、33件の相談に対応しています。

そのほか、社会福祉協議会、コミュニティセンター等へのアウトリーチ相談を実施し、合計23件の相談が寄せられました。

そして、これらの相談に対応するために、6月28日、会員を対象に「大阪府北部を震源とする地震対応に関する研修会」を急ぎ開催しました。

このほか、総合法律相談センターでは、6月29日から各法律相談

センターでの大阪北部地震被災者からの震災相談については、相談料を無料化する対応をとっています。これについても24件の相談で無料対応しています。

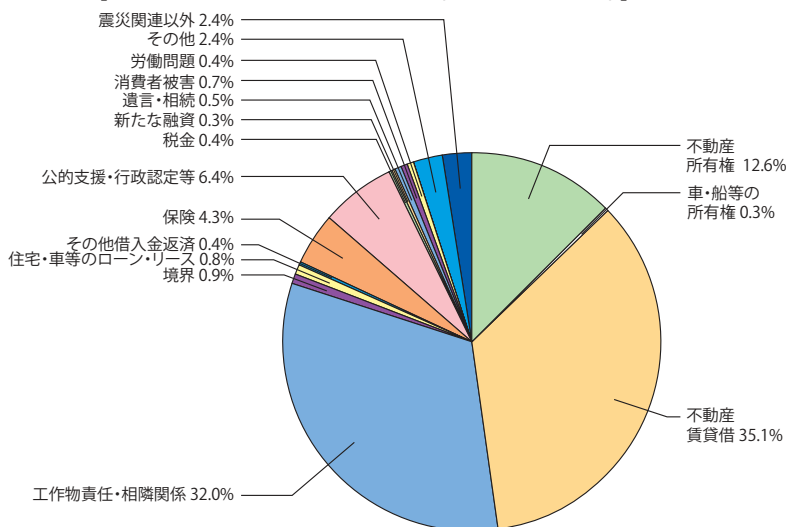
相談内容としては、建物の損壊による賃貸借や工作物責任に関連する相談が多く、これらの相談を通じて、当面必要な情報を提供することができているものと考えられます。

西日本豪雨への対応

西日本豪雨では広島県、岡山県、愛媛県を中心に大きな被害が発生し、近畿圏内でも京都府などで被害が発生しました。これら被災地の弁護士会では、それぞれ電話相談、面談相談等の体制をとっていますが、今後当会にも支援の要請がなされることが考えられます。当面は電話転送による電話相談の支援や面談相談への派遣を想定して、8月9日には「豪雨水害被害における被災者支援制度と相談対応について」をテーマとする研修を実施しました。今後、支援の要請があれば、電話回線の確保や弁護士の派遣を実施すべく、準備を進めているところです。

大阪北部地震に関連する相談は徐々に件数も減ってきているところですが、まだまだ被災者には必要な法的情報が行き届いていないというのが現状です。また、西日本豪雨についても今後対応が求められることが考えられます。会員のみならずには引き続きご協力をお願いします。

【大阪北部地震対応相談・相談分類(重複カウントあり)】



【相談件数推移】

